# 第1章 総則(第1条~第3条)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34 条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるも のとする。

## 【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨を規定したものである。

### 【解説】

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第2項には、子ども・子育て支援法により保育を必要とする児童に対して、市町村は保育所における保育とともに、認定こども園、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により保育を確保するための措置を講じなければならないと規定されている。

家庭的保育事業等の定義は、法第6条の3第9項から第12項にある。

また、法第34条の15第2項には、国、都道府県、市町村以外の者が市町村の認可を得て家 庭的保育事業等を行うことができると規定されている。

市町村が家庭的保育事業等を認可するときは、当該家庭的保育事業等が、市町村が定める条例 に適合するか審査する旨が法第34条の15第3項に規定されている。

市町村が定める条例は、その基準が児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保しなければならないと法第34条の16第1項に規定され、同条第3項には、その条例は厚生労働省令をもとに定めるとされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)が公布されたことを受けて、条例を定めたものである。

なお、一般的に、政省令に定められた基準の多くは技術的・細目的事項であり、これらについては、全て条例に定めるよう義務付けられているものではなく、いかなる事項を条例に規定し、いかなる事項を条例から規則へ委任するかは、市町村に裁量があるものと解されている。

そのため、条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を規定すること とし、その他は規則で定めることとした。 (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)において使用する用語の例による。

### 【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

### 【解説】

用語の定義の重複規定を避けるため、条例において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によることとした。

また、このように規定したため、条例(規則を含む。)で使用する用語は、その定義を省いて使用している部分がある。そのため、条例(規則を含む。)の解釈にあたっては、必要に応じて省令を参照する必要がある。

## (最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児が、明るくて、 衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供すること により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

# 【趣旨】

家庭的保育事業等の認可基準となる条例を定めることの目的として、基本理念を規定したものである。

### 【解説】

家庭的保育事業等の認可は保育の必要な児童に対して、保育を確保するために行うことから、 条例の基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な 訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障す るものでなければならないことを明らかにしたものである。

# (最低基準の向上)

- 第4条 市長は、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

## 【趣旨】

省令の重要事項となる一般原則等として、この条例に定める基準の向上に関する規定を定めたものである。

# 【解説】

第1項では、条例に定める基準が認可にあたっての最低基準であることを明らかにし、家庭的保育事業者等の状況により、市長が、大和市子ども・子育て会議の意見を聴いたうえで、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること、また、第2項では、市は最低基準を常に向上させるように努めるものとすることを規定したものである。

なお、最低基準を超えた設備及び運営の向上については、例えば条例で規定した児童1人あたりの保育室の面積以上の面積を確保することや、児童に対する保育士等の配置割合を条例以上に手厚くすることなどが考えられる。しかし、具体的に勧告する場合にあっては、設備及び運営を向上させるために必要となる経費に対する配慮も必要になるものと思われる。

#### (最低基準と家庭的保育事業者等)

- 第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最 低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

#### 【趣旨】

省令の重要事項となる一般原則等として、家庭的保育事業者等が最低基準の向上に努めなければならないことを定めるものである。

# 【解説】

第1項では、家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこと、第2項では、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者が最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないことを努力義務として定めたものである。

第2項の具体的な例としては、施設の老朽化等を理由として、最低基準は満たすものの施設 規模を縮小するようなことをいたずらに行ってはならないことを規定したものである。なお、 小規模保育事業において、認可定員は15人で児童1人あたりの保育室等の面積が最低基準を 上回っており、受入人数に余裕がある場合、保育を必要とする児童が多く、やむなく認可基準 を超えて児童を受入れたため、最低基準は確保できるが、現状の基準より保育環境が低下する

### (家庭的保育事業者等の一般原則)

- 第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格 を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域 社会に対し、当該家庭的保育事業者等が行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明す るよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項において同じ。)には、 法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に 対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

#### 【趣旨】

第4条、第5条に定めるものの他、省令の重要事項となる一般原則を定めるものである。

#### 【解説】

第1項は、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に接する基本的な理念を示したものであり、 この規定を受けて、規則には利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権 限の濫用禁止の規定が設けられている。

第2項は、家庭的保育事業等は保育を必要とする児童に保育を提供することから、地域、保護者との密接な連携が必要なことを明らかにしたものであり、規則には保護者との連絡に関する規定が設けられている。

第3項及び第4項は、保育の質を高めるために、運営の評価を行うことに関する規定である。 保育の質の向上を図ることは、利用乳幼児にとって重要なことであることから、第3項の自己 評価、第4項の外部の者による評価については、指導監査の中でその実施の有無を確認することとなる。

第5項は、家庭的保育事業所等には必要な設備を設けなければならないことを定めた規定である。具体的には建築基準法、消防法等、他法による規定に加え、家庭的保育事業等に特に必

要とされる設備等について、規則に規定している。なお、居宅訪問型保育については、利用乳幼児の自宅で保育を提供することから、この項の規定は適用されない。

第6項は、家庭的保育事業所等の構造設備等については利用乳幼児に十分配慮したものとすることの規定である。具体的には、採光、換気等は建築基準法等の他法を満たすことを前提として、利用乳幼児に配慮した構造として、窓に指はさみ防止が施されているか、トイレ等が衛生的な状態に保たれているか等について、認可時、指導監査時において行政指導することとなる。なお、居宅訪問型保育については、前項同様この規定は適用されない。

(設備及び運営に関する最低基準)

第7条 最低基準は、第3条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

### 【趣旨】

条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を条例に規定することと したことを受け、具体的な最低基準を規則に定めることを明らかにしたものである。

# 【解説】

最低基準は、第3条から第6条前までの規定に適合するよう規則に定めることを規定している。

具体的には、連携施設、非常災害、職員、施設の基準等の規定がある。詳細については、大 和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則を参照

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【趣旨】

第7条により規則に定めるものの他、一般的な規定として、必要な事項を規則で定めること を明らかにしたものである

## 附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

### 【趣旨】

施行時期を附則に規定するものである。

# 【解説】

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)により改正される児童福祉法(以下「改正児童福祉法」という。)に規定されており、改正児童福祉法が整備法の施行の日から施行されることを明記したものである。

なお、家庭的保育事業等の認可に関しては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年12月19日政令 第404号)第3条により、平成27年4月以前の準備行為が認められていた。